

佐賀県収用委員会告示第二号

佐賀県収用委員会告示の形式の左横書きの実施に関する規程を次のように定める。

平成二十四年十月十二日

佐賀県収用委員会

会長 牟田清敬

佐賀県収用委員会告示の形式の左横書きの実施に関する規程

(形式の改正)

第一条 この規程の施行の際現に定められている収用委員会告示については、佐賀県告示の形式の左横書きの実施に関する規程（平成二十四年佐賀県告示第二百六十六号）の規定の例により左横書きに改正する。

(補則)

第二条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この告示は、平成二十五年一月一日から施行する。